

ミラ・クル・とっとり運動・SDGs活動表彰要綱

(表彰の目的)

第1条 県内で、SDGsの視点を踏まえ、それぞれの地域や団体等の特性を生かし、意欲を持って地域づくり活動を積極的に展開している団体又は個人の優良事例を表彰することにより、地域づくり活動への意欲を高めるとともに、地域の良さを再認識し、地域への愛着を深めることにつなげることを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 表彰の対象は、県内における福祉活動、子育て支援、環境保全、安心・安全な地域づくり、地域交流、伝統・文化の保存、スポーツ活動、まちづくり、観光振興、農山漁村振興など各分野で地域の活力向上に貢献しているSDGsの視点に基づく地域づくり活動又はSDGs推進による地域貢献に取り組む企業活動（以下「活動」という。）とし、次の各号のとおり部門を定める。

(1) 一般部門

次に掲げる団体又は個人が行う活動を対象とする。

ア 団体

県内に事務所又は活動拠点を持つ非営利公益活動団体（法人格の有無を問わない。）、地域住民組織等又は県内に事務所又は活動拠点を持つ企業等であること。

イ 個人

県内に在住する者又は主に県内で活動する者であること。

(2) 学生部門

県内の小学校、中学校、高校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等に在籍する児童、生徒又は学生が団体又は個人で主体的に行う活動（学校の授業での活動を除く課外活動、クラブ活動、個人の活動等）を対象とする。なお、団体の場合は、構成員の半数以上が児童、生徒又は学生であるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する団体又は個人は対象外とする。

(1) 暴力団、暴力団員等の統制下にあるもの。

(2) 政治若しくは選挙又は宗教その他特定の思想の普及に関わるもの。

3 対象となる活動は、表彰実施年度の前年度1月から当年度12月までの間に実施されているものとする。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次の各号に定めるとおりとし、件数は次の各号に定める件数以内とする。

(1) 一般部門

ア 最優秀賞 1件

イ 協賛企業賞 2件

ウ 優秀賞 3件

(2) 学生部門（総数は10件以内とする。）

ア ミライを担う「とりぎん大賞」 1件

イ 小中学生の部 最優秀賞 1件、優秀賞 3件

ウ 高校生の部 最優秀賞 1件、優秀賞 3件

エ 大学生の部 最優秀賞 1件、優秀賞 3件

2 前項で定めた表彰以外で、活動表彰の趣旨に賛同した企業等による特別表彰を可能とする。この場合、特別表彰の内容等は、企業等が別に定めるものとする。

(募集方法)

第4条 応募は、様式第1号または様式第2号により行うものとし、自薦、他薦は問わない。

2 過去に表彰を受けた活動については、応募することはできない。

(調査)

第5条 知事は、第4条第1項の応募を受け、必要と認めるときは、応募内容等について活動実施者から聴取り等の調査を行うことができる。

(選考方法)

第6条 知事は、第4条第1項の応募があったときは、鳥取県補助金等審査会及び鳥取県表彰・認定審査会（ミラ・クル・とっとり運動推進委員会）による審査を経て、表彰対象者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状及び副賞を授与して行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、政策統轄局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。